

# 令和3年度通学路安全対策推進モデル地域研究事業の取組

東温市教育委員会

## 1 取組の目的

学校における更なる安全教育の充実を図るとともに、道路管理者、警察、地域住民、学校及び市教育委員会等の関係機関が連携・協働する体制を整備するなど、通学路における児童生徒の安全確保に向けた対策を推進する。

## 2 取組の内容

愛媛県から「通学路安全対策推進モデル地域研究事業」の委託を受け、拠点校である東温市立拝志小学校を中心とし、東温市学校安全アドバイザー及び県の通学路安全対策アドバイザーの指導・助言のもと、安全教育の充実を図った。また、東温市通学路安全連絡協議会を開催するとともに、道路管理者、警察、学校及び市教育委員会等の関係機関が連携し、通学路の安全対策を実施した。

### (1) 拠点校（東温市立拝志小学校）における取組

ア 東温市学校安全アドバイザーによる講話〔令和3年10月4日（月）〕

東温市学校安全アドバイザーから児童を対象とした「通学路安全」に関する講話をしていただいた。



イ 拝志小学校通学路点検〔令和3年10月13日（水）〕

児童が東温市学校安全アドバイザー及び地域の見守り隊の方々と一緒に通学路点検を実施した。



ウ 通学路安全マップの作成・発表 [令和3年10月]

通学路点検の結果に基づき、児童が地区ごとのグループに分かれ、各地区の通学路安全マップの作成及び発表を行った。



エ 拝志小学校通学路安全協議会 [令和3年10月29日(金)]

協議に先立ち、通学路の安全対策及び安全対策を学習教材とした安全教育の実施等について、協議会出席者の拝志小学校運営協議会委員及び拝志小学校の教員等を対象とした県の通学路安全対策アドバイザーによる講話を行った。

また、児童の作成した通学路安全マップを基に、協議会の出席者が大人の視点から通学路の危険箇所などについて協議を行った。



オ 通学路安全対策に係るのぼり旗や看板等の活用

児童が作成した通学路安全マップに拝志小学校運営協議会委員などの大人の意見を加えるとともに、それらの情報を共有していく中で、通学路の危険箇所における注意喚起の方法を検討した結果、のぼり旗や看板を作成し活用することとした。

また、通学路点検時に児童から横断旗の劣化等についても意見が挙げられたため、児童がデザインしたオリジナル横断旗を作成した。



(2) 市教育委員会・道路管理者・警察における取組

ア 第1回東温市通学路安全連絡協議会〔令和3年7月28日(水)〕

【議事】

- ・東温市通学路安全対策プログラム及び事業計画について
- ・通学路安全対策推進モデル地域研究事業について
- ・通学路における合同点検の実施について
- ・通学路危険箇所について
- ・東温市学校安全アドバイザーによる指導・助言

イ 東温市通学路合同点検〔令和3年8月30日(月)〕

道路管理者、警察、学校及び市教育委員会等の担当者による通学路合同点検を実施した。(合同点検実施箇所以外については、各道路管理者等による個別点検を実施)



ウ 道路管理者及び警察による通学路安全対策

【対策内容】

- ・横断歩道等の補修

対策前

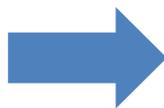


対策後



- ・ 転落防止柵の新設

対策前



対策後



- ・ カーブミラーの新設

対策前



対策後



- ・ 時速 30 km の速度規制



など

エ 第 2 回 東 温 市 通 学 路 安 全 連 絡 協 議 会 [ 令 和 3 年 12 月 21 日 ( 火 ) ]

【 議 事 】

- ・ 道路管理者及び警察による通学路安全対策状況等の報告について
- ・ 通学路安全対策推進モデル地域研究事業の取組報告について
- ・ 令和 4 年度東温市通学路安全推進事業実施計画について
- ・ 東温市学校安全アドバイザーによる指導・助言

### 3 取組の成果と課題

通学路安全連絡協議会の開催及び通学路合同点検を実施するなど、道路管理者、警察、学校及び市教育委員会等の関係機関が連携し、横断歩道等の補修や転落防止柵の設置などハード面での通学路安全対策を実施することができた。

しかし、ハード面での通学路安全対策は、道幅が狭いなど物理的に対応困難な場合が多くあるとともに、対策に掛かる費用においても限られた予算内での対応となり、対策が先送りになるなど、早急な対応が難しいところが課題である。

そのため、通学路における安全確保は、ハード面だけでなくソフト面での対応も重要である。

そこで、児童及び地域の方々が通学路点検及び通学路安全マップの作成を行うとともに、東温市学校安全アドバイザー及び県の通学路安全対策アドバイザーの講話により通学路安全に係る知識を深めるなど、ソフト面の充実を図ることができた。

また、これらの取組に加えて、通学路の危険箇所へのぼり旗等を設置し、注意喚起を行うなど、児童が自分たちの住む地域の交通安全について考えたことを形にすることで、実践的な安全教育に繋げることができた。

### 4 今後の取組の見通し

道路管理者、警察、学校及び市教育委員会等の関係機関が連携し、ハード面での通学路安全対策を継続して実施する必要がある。

また、ソフト面についても、交通安全教室安全教育及び学校安全に係る校内会議の充実を図り、児童生徒及び教職員等の交通安全に関する意識の向上に努める。

さらには、拠点校の取組を市内全ての小中学校で参考とし、これまで以上にコミュニティ・スクールを活用するなど、地域と学校が連携した通学路安全対策に取り組むこととする。